

平成 2 3 年 9 月 2 1 日開会

平成 2 3 年 9 月 2 2 日閉会

平成 2 3 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

(第 2 日 9 月 2 2 日)

小 豆 島 町 議 会

平成23年第3回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成23年9月22日(木)午前11時00分開議

- 第1 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(町長提出)
- 第2 議案第45号 平成23年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 第3 議案第46号 平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第4 議案第47号 平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第5 議案第48号 平成23年度小豆島町病院事業会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第6 議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び請願第1号に対する
総務建設常任委員会審査報告
- 第7 議員派遣の申し出について
- 第8 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

平成23年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号の追加）

平成23年9月22日（木）

- 第1 発議第1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出に
ついて（総務建設常任委員会提出）

開議 午前 11 時 00 分

議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

おはようございます。本日は何かとご多忙のところ、昨日に引き続きご参集くださいます
してありがとうございます。

本日の議事日程等につきましてはお手元に配付のとおりであります。皆様のご協力をお
願いします。

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しまし
た。

これより会議を開きます。（午前 11 時 00 分）

直ちに日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 44 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（秋長正幸君） 日程第 1、議案第 44 号人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 44 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ  
て提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、赤谷勝之氏が平成 23 年 12 月 31 日をもって任期満了となりま  
すが、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、人格識見高く、人権擁護に深い理解を  
有しておられます同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろ  
しくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 赤谷氏の略歴等につきましてはここに記載のとおりで  
ございますので、ご紹介は省略させていただきます。

推薦理由でございますが、現人権擁護委員の赤谷勝之氏は人格、識見が高く、地区住民  
からの信頼度もあり、また平成 21 年 1 月に人権擁護委員として就任して以来 2 年 9 カ月  
が経ちますが、その間啓発活動や各種行事に積極的に参加されるなど、人権問題解決にも  
熱意を持って活動されております。人権擁護委員の任期は 3 年ですので、24 年 1 月に任期  
満了になりますが、引き続き人権擁護委員として活動してもらうべく適任者として推薦す  
るものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 44 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第 4 5 号 平成 2 3 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 議案第 4 6 号 平成 2 3 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第 2、議案第 45 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 5、議案第 48 号平成 23 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 45 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）で追加補正をお願いします額は 5 億 7,649 万 6 千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費 5 億 301 万 4 千円、民生費 653 万 9 千円、衛生費 2,911 万 5 千円、労働費 1,560 万円、農林水産業費 485 万 9 千円、商工費 1,029 万 9 千円、土木費 220 万円、教育費 487 万円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第 46 号国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 47 号平成 23 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 48 号平成 23 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましても、順次担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第 2、議案第 45 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）の内容説明を求めます。企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第 45 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 37 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 7,649 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 78 億 7,965 万 9 千円とするものであります。

第 2 条は、地方債の追加であります。

40 ページをご覧いただけたらと思います。

第 2 表、地方債補正のように過疎対策事業債ソフト分を活用いたしまして、医師確保対策を推進するため、3 つの事業の財源として地方債を発行するものでございます。

続きまして、補正予算の主な内容をご説明申し上げます。

議案書の末尾に添付しております平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）説明書のほう、13 ページ、14 ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14 款 2 項 1 目民生費国庫補助金につきましては、当初予算計上額を超える内示がありましたので、当初予算と内示額の差額を計上いたしております。

同じく 14 款 2 項 2 目衛生費国庫補助金でございます。今年度から大腸がん検診につい

ても、受診率向上に向けて無料検診が実施され、これにかかわる経費の2分の1を国庫補助金として交付されることから、感染症予防事業費等補助金を増額補正するものでございます。

15 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金であります。これは、香川県子育て支援臨時特例基金事業のうち児童虐待防止対策緊急事業につきまして、本年度から広報啓発活動に係るメニューが追加されたため、広報啓発活動に要する経費の全額を県補助金として交付されるものでございます。

同じく 15 款 2 項 4 目労働費県補助金であります。これは、香川県緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、新たに 2 事業を実施しようとするもので、これに要する経費の全額が県補助金として交付されるものであります。実施内容につきましては、歳出でご説明を申し上げます。

同じく 15 款 2 項 5 目農林水産業費県補助金につきましては、農地・水・環境保全向上対策推進事業費交付金の増額内示があったとともに、近年ノリ養殖において貧栄養化による品質の低下、色落ち等が発生していることから、香川大学、香川県、小豆島町及び内海漁協が連携して実施する内海湾での試験研究に対しまして、事業費の2分の1を水産振興総合対策事業費補助金として受け入れるものでございます。

17 款寄付金につきましては、地域振興や水産業振興等のため、町内の企業、個人等から 36 件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。なお、一般寄付金につきましては、一般財源化いたしております。

次に、18 款 1 項基金繰入金につきましては、記載のとおりそれぞれの基金設置目的に沿って事業の財源として繰り入れるものでございます。当基金につきましては、歳出でご説明を申し上げます。

15、16 ページをお開き願います。

19 款繰越金 5 億 756 万 2 千円であります。このうち 4 億 6 千万円につきましては、決算上剰余金の2分の1を下回らない額として減債基金に積み立てる原資とするもので、それ以外につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

21 款町債につきましては、冒頭の地方債補正で申し上げたとおりでございます。以上、歳入の補正額合計は 5 億 7,649 万 6 千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

17 ページ、18 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項 7 目企画費であります。まず、9 節旅費につきましては、石の魅力総合プロジェクト全般にわたって専門家のご意見をお聞きするための費用弁償でございます。19 節負担金補助及び交付金につきましては、空き家改修費等補助金及び協働のまちづくり支援事業補助金につきまして、当初見込みを上回る補助申請が見込まれることから増額計上をしております。また、琴勇輝後援会補助金、25 節積立金、2 款 1 項 10 目の自治振興費につきましては、地域振興に対する一般寄付金の一部相当額を補助または基金積み立てるものでございます。

同じく 2 款 1 項 16 目財政調整基金費であります。決算上剰余金の2分の1を下回らない額、4 億 6 千万円を減債基金に積み立てるものでございます。

同じく 2 款 1 項 17 目災害支援費であります。これは、東日本大震災で被災された東北地方の小学生が参加された小豆島サマーキャンプにおいて、ふるさと村公社が負担した費用の一部を施設利用負担金として同公社に支出するものでございます。

同じく 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費であります。これは、住民基本台帳交付等の改正に伴い外国人が住民基本台帳の適用対象に加えられることから、住民基本台帳システムなどの改修が必要となったものでございます。

3 款民生費、1 項 2 目老人福祉費であります。これは、地域介護・福祉空間整備等交付金につきまして、当初予算計上額を超える内示がございましたので、当初予算と内示額の

差額を工事請負費に計上いたしております。

同じく3款2項1目児童福祉総務費であります。これは、児童虐待防止対策緊急事業について、本年度から広報啓発活動に係るメニューが追加されたため、キャンペーン等実施に要する経費を計上いたしております。

4款衛生費、1項2目予防費であります。これも女性特有のがん検診にあわせて大腸がん検診に対する国庫補助制度が創設されたことから、大腸がん検診推進事業の実施に要する経費を計上いたしております。

19ページ、20ページをお開き願います。

4款2項3目し尿処理費であります。これは、し尿処理場運営審議会において、現在池田地区のし尿等をみさき園で処理することが検討がなされており、その中で消毒方式にかかわる現地視察が必要となったことから、これに要する経費と再度の審議会開催に係る経費を増額するものでございます。

同じく4款4項1目病院費でございます。これは冒頭でも申し上げましたが、過疎対策事業債を活用いたしまして、医師確保対策の推進に向けて、説明欄に掲げております3つの事業に対する補助金を計上いたしております。

5款労働費、1項4目緊急雇用対策費であります。これは、香川県緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、瀬戸内の島々の魅力発信事業としてFM香川、Kiss FM KOBÉ、FM大阪の3局で、FM放送やブログによって、小豆島を中心に瀬戸内海の島々の魅力を広く発信しようとする事業でございます。もう一つは、町が管理する街路灯や水門、また陸開の調査を行い、個別の劣化、不具合の状況を把握しようとする事業でございます。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費でございます。これは、中山地区の棚田における今後の営農保全活動等について、有識者の指導、助言のもとに地域ぐるみで検討し、将来は棚田の村というような構想に着手しようとするものでございまして、今回の補正では棚田1枚ごとを調査し、現況図面及び棚田台帳作成に要する委託料と、有識者を招聘するための経費、費用弁償の費用を計上いたしております。

同じく6款1項10目農地・水・環境保全向上対策事業費につきましては、交付金の増額内示分を事業費に増額計上いたしております。

同じく6款3項1目水産業振興費であります。これは、歳入でも申し上げましたが、香川大学、香川県、小豆島町及び内海漁協が連携して実施する内海湾でのノリ養殖に係る試験研究に対しまして、県補助金に町負担分を加えた200万円を水産業振興総合対策事業費補助金として内海漁協に交付するものでございます。また、町内企業から水産業振興のために寄付がございましたので、池田漁業協同組合に水産業振興補助金として200万円を交付するものでございます。

21ページ、22ページをお開き願います。

7款商工費、1項2目商工業振興費のうち9節旅費につきましては、全国町村会が実施する町村の魅力を訴えるイベントへの参加旅費を計上いたしております。また、19節負担金補助及び交付金につきましては、小豆島町商工会が実施するひしお井スタンプラリー事業に対しまして、小豆島町商工業振興対策事業補助金交付要綱に基づき、事業経費の4分の1を補助金として交付するものであります。

同じく7款1項3目観光費であります。まず、8節報償費につきましてはジャンボフェリー就航に合わせて実施してございました坂手港での観光案内が好評であったことから、9月以降も土日、祝祭日を中心に継続実施しようとするもので、これに要する経費を計上いたしております。また、9節旅費につきましては、石の歴史シンポジウムにかかわるパネルとの打ち合わせなどに要する旅費、費用弁償でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、町内企業団体から小豆島まつり開催に際し13件の寄付がございましたので、小豆島まつり振興会に同額を補助金として交付するものでございます。

同じく7款1項4目観光施設費でございます。こちらは小豆島オリーブ公園内の滞在施

設オリベックスのうちのみ浄化槽が経年劣化により機能が低下したことから浄化槽の更新を行うもので、委託料と工事請負費を計上させていただいております。

同じく7款1項6目オリーブ振興費であります。これは香川県農業試験場小豆分場に植栽されております樹齢70年のオリーブを、坂手港緑地のシンボルツリーとして移植するもので、これに要する経費を計上しております。

8款4項1目港湾管理費につきましては、草壁港浮き桟橋の防舷材及び可動橋の腐食損傷が進み、乗降の際に支障を来していることから、防舷材などの補修を行うものでございます。

10款教育費、2項1目学校管理費であります。これは、星城小学校と安田小学校のトイレ修繕に加えまして、台風12号で倒木した安田小学校のヒマラヤスギの処理及び倒木により破損した水道管を修繕するものでございます。

同じく10款2項2目教育振興費及び3項2目教育振興費、19節の負担金補助及び交付金につきましては、安田小学校及び池田中学校へ寄付がございましたので、それぞれ図書費補助金として交付するものでございます。

23ページ、24ページをお開き願います。

10款4項1目幼稚園費につきましては、福田幼稚園におきまして防火管理者講習を受講する必要が生じたため、これに要する旅費と受講料を計上いたしております。また、旭幼稚園が使用する橘公民館プールの渦巻きポンプが故障したため、これを修繕する費用を計上いたしております。

同じく10款6項1目社会教育総務費であります。全国大会出場補助金はその年の成績に応じて変動するものでございますが、町内のコーラスグループコーロ・オリーブが第34回全日本おかあさんコーラス全国大会へ出場したため予算不足が生じることから、今回増額補正させていただくものでございます。

同じく10款6項7目文化財保護費でございます。これは、説明欄にも記載しておりますように福田八幡神社社叢のイスノキが枯死したため、これを撤去いたしますとともに、明王寺釈迦堂の防火設備として消火栓を整備しようとするもので、それぞれ受益者負担が2分の1となるよう補助するものでございます。

同じく10款6項8目芸術振興費でございます。まず、7節賃金につきましては、福田地区の国道沿線に設置している石彫作品の周辺の木々が大きくなり、設置当時の景観が損なわれているものもあることから、木々の間伐、枝打ちを実施するものでございます。次に、12節役務費と、1つ飛びまして19節負担金補助及び交付金につきましては、本町に次ぎまして県下で2番目にAIRを実施しております粟島と、小豆島をめぐる鑑賞クルーズが開催されるに当たりまして、町広報紙でのPRや参加者への助成を行ったため、今後予算不足が生じることから増額計上しております。次に、13節委託料でございます。東京芸術大学の格別のご理解とご協力のもと、昨年引き続き8月13日から21日までの9日間、三都半島一帯を会場として開催いたしました小豆島AIRアートプロジェクト *story of the Island* 展につきましては、好評のうちに閉幕いたしましたが、出展者数の増や事前下見会の開催などによりまして、昨年に比べ経費が増加したことから、実行委員会への委託料を増額補正させていただくものでございます。次に、25節積立金につきましては、地域振興に対する一般寄付金の一部相当額をアートフィールド基金に積み立てるものでございます。

同じく10款7項1目保健体育総務費のうち説明欄1の15万円につきましては、軟式野球連盟とベタンク協議会にそれぞれ1件、また小豆島オリーブ杯小学生バレーボール大会への寄付が1件ありましたので、同額を町体育協会及び実行委員会へ補助金として交付するものでございます。

同じく10款7項2目学校給食施設費につきましては、池田給食センターにおきましてシロアリが発生していることから、専門業者に委託し、これを防除しようとする経費でございます。

同じく 10 款 7 項 4 目体育施設費につきましては、内海体育館 2 階会議室の空調設備を修繕するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は 5 億 7,649 万 6 千円となっております。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） まず、18 ページの企画費の負担金及び交付金の補助金の 3 の琴勇輝後援会補助金のところですが、小豆島町出身ということで琴勇輝に対する後援会というものがつくられて、そこで支援していくというふうなことだろうと思うんですが、そういう組織をつくって、やることはいいと思うんですが、今回の一般寄付の中から 3 分の 1 強である 174 万円ということで計上されております。多分後援会の予算も組まれていると思います。そこに対する補助ですから、どういうふうな内容で使われるのか伺いたいと思います。

既にもう 2 つの庁舎には垂れ幕も設置してあるなど、いろんなポスターも張られておりますが、そういう後援会活動においての補助金ということで、今後後援会会計の中に組み込まれる町の歳出でありますので、その内容について伺いたいと思います。今後、これが恒常的になるのかならないのかという問題もあるかと思いますが、その点についても伺いたいと思います。

それと、老人福祉費の工事請負費 537 万 6 千円、これのもう少し具体的な内容について詳細の説明をお願いしたいというふうに思います。

もう一点は、22 ページの商工業振興費の負担金及び交付金です。ひしお井のスタンプラリー事業補助金ということで、金額 8 万 5 千円ということなんですが、地場産品を生かした、醤油で生かしたどんぶりということで売っていったわけですが、場所によっては例えばお昼なんか限定つきで数が少ないというのもありますし、例えば昼、夜ありますが、昼だけに限るとかいうふうなことで、各事業所、飲食店舗においては一定制限つきの内容もあります。そういう中でお客さんが予約なり注文した場合に、不都合が生じたということもありますので、今後小豆島の食事に対するこういうものをどう事業者と連携をとりながら、さらにこの内容を宣伝していくか、飲食していただくかというふうなことも考える必要があるのかなというふうに思っておりますが、どのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 村上議員さんのご質問の琴勇輝後援会の補助金に対しましてでございますけれども、こちらのほうにつきましては議員さんおっしゃられるとおり、この組織自体につきましては公益性のあるもので、存在自体に対しましては妥当であるというふうなお話を今いただきました。それで、これにつきまして現在まだ立ち上がりの段階でございます。それでまた、後援会組織という住民組織ということになってまいりますので、それに対する立ち上がりの段階での支援ということになってまいります。それで、やはりいろいろな面で費用が必要であるということで、住民の方からのご意見もあまして、それを的確につかんで支出をしたということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 端的に申しますと、今も土俵入りで身につけております化粧回し、あるいは回し、こういった関取としてのまずは身支度が要りますので、そういったものへの寄付ということで、活動してありました後援会に対しまして助成をしたということで、これからどんどん大きくなってまいりと思っておりますし、組織自体はしっかりしておりますので、総務課長の答弁で少し心配なことがありましたけれども大丈夫でございますので、

追加答弁しておきます。さらに追加で少しつけ足しますが、財源につきましては先ほど企画財政課参事が申しましたように、一般寄付金をいただきました。その寄付金を一般財源化した相当額を助成したということでございますので、町税、一般の税金を持っていったということではございませんので、追加をしておきます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 地域介護・福祉空間整備等の事業でございますが、この事業につきましては、限度額が3千万円、なお100%補助の対象になりますのが工事請負費と2.6%以内の設計料というふうなことでございます。当初予算では工事請負費2,400万円ということで計上いたしておりましたが、先ほど財政課長の説明のとおり3千万円、限度額いっぱいまでの内示が出ましたので、今回工事請負費として補正計上させていただいたものでございます。内容については、来月入札の予定ですが、核となりますものが坂手公民館、それから草壁公民館周辺にございます本町会館あるいは集会所等そのあたりの高齢者の施設整備ということで、ほぼ今の段階では半額、半額ぐらいの形で執行される予定となっております。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） ひしお井スタンプラリー事業補助金でございますけれども、ひしお井を島内の新名物とすることを目的といたしまして、小豆島町商工会が行いますスタンプラリー事業に対して、小豆島町商工業振興対策事業補助金の交付要綱に基づきまして、補助を行うものでございます。ご存じだと思いますが、もう既に島内向けでは8月、9月で一度実施しております。今回の助成につきましては、今後10月、11月で観光客相手に再度スタンプラリーを実施したいということで、それに対する補助金でございます。ご質問の中に多少問題があったというご指摘があったんですけども、申請の段階では商工会のほうからそのようなことは聞いておりませんので、事業の実施に当たりましては、そのあたり再度実施に対して問題点がないかどうか十分確認をしたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） ひしお井については、そんなに大変な状況で困ったとかいう問題ではないんですね、内容的にはね、こういうものは。ただ、やっぱり感情的なものというか、対応でそれが飲食できなかつたとか、そういうふうなことなので、なかなか商工会にそれが直接いくという問題にはなかなかそうならないです。ですから、やっぱりそういうふうなことの声なき声ですが、体験した人の声としてそういうようなことがあるし、そこらは今後十分に意見を聞いていただき、また事業者のほうも事業をする上で何が問題なのかとか、事業サイドの問題もあるかもわかりませんので、そこら辺もぜひ聞いていただきたいと思っております。

18ページの先ほどの地域活動拠点等整備工事、草壁公民館のみということでそういう話、その周辺のことを言われました。今回、私一般質問の中でも介護保険の問題、町長にも聞きましたが、そういう地域の拠点をつくって地域の住民のノウハウを活用してというふうな形に持っていくとか、そういうふうな形を随所に今後先取りした形でやっていくのかなあ、町独自という考え方にもなるかもわかりませんが、それに沿った形を町独自で先取りをして、高齢化がふえる中で町長は町独自の問題というふうに言われたんですけど、それに関係するのかなというふうな感を持っております。内容的にはもう少しどういふところをどう整備するのかという点について、伺いたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） まず、今回の事業につきましては、元気な高齢者づくりというようなことで、モデル的な事業でございます。ここだけで終わるということでなく、小豆島町全体に波及をしていくことだと考えております。なお、草壁公民館が中心ということで、現在トイレの改修、それから部屋の改修、厨房のほうもできるだけ使いやすいようにというようなことで、地元の女性の方、職会であるとか婦人会の方にもご意見を賜りまして、厨房のほうも改修をするような計画になっております。あとまた、ほかそれぞれ施設がございますが、スロープあるいは手すりの設置、それから洋式トイレ、和式を洋式トイレに変えるとか、そういうような形の内容になっております。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 先ほどの福祉空間の整備事業は、昨日の町長答弁にありましたように、大きな意味合いでの地域における活動拠点をつくっていきこうという大きな目的がございます。そういった中で、財源については先ほど福祉空間の整備交付金を使いますし、県の基金事業を使っていくということで、全町的にそういった活動拠点をつくって、いかに元気な高齢者をつくっていくかという、そのもとになるということをご理解いただけたらと思います。ですから、それぞれ各地区においてそういった拠点をつくっていただいて、整備させていただいて、その中でそれぞれのソフト事業なんかを行っていただくというような大きな目的があることをご理解いただけたらと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 今回は草壁のところ、老人福祉で元気な地域をつくっていくというふうなことで、松本さんもおっしゃったんですが、あと今後各地域にそれをできることから着手していくという考え方のようですが、それとはまた別に介護保険事業の中で位置づけていく、こういうふうな内容に入るのかどうなのか、例えば福田の場合も施設の改修となりますと、この事業として限度額3千万円云々と言われましたが、そういうふうな事業を活用していくのか、福田の地域の場合はまた別個として取り扱いの事業としてやっていくのか、その見解を町長に伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 住民福祉参事。

住民福祉課参事課長（宗保孝治君） 村上議員のご質問の中に福田の件を申されましたけれども、福田についてはデイサービスということで昨日、お話しされた。その分につきましては、きのう町長が答弁したとおり推進会議の中で方向づけをしていくということでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 22ページの草壁港の棧橋修理、これは以前にもやったところだと思んですが、今回もう少しきちっとやるつもりにしておるのか、ちょっと細かく修理内容を教えてもらいたいというのと、それから20ページ、5款の13節の委託料の中の町管理の街路灯という分がありますね、町の管理する街路灯はどのぐらい、何灯ぐらいあるのかということ、同じように修理とかそういうふうな点検委託だけをするのか、それとも、今からの時代ですから、LEDとかそういう器具をやっていって、この間新聞を見ますとLEDで契約すると非常に安いというふうな形もありますので、そこら辺どういふふう

に思って、この委託業者と話をするのかなという2点です。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） まず、最初にご質問のありました草壁港の防舷材補修でございますが、以前平成13年ごろに一度やっております。その分やった部分につきまして、今回もう一度補修するいうのにつきましては、どういうわけか今回シロアリが防舷材に入りまして、シロアリによって防舷材の中を食われてしまったと。古い防舷材ですもので、木できておる防舷材でございますもので、木の防舷材、外材の米マツを使っておりまして、その分にどういうわけか普通海岸口の場合、海水がかかればシロアリは発生しにくいということで使用しておりましたが、シロアリが入りまして、まずシロアリの駆除をするという形で、シロアリ駆除を目的に昨年度実施いたしております。その部分につきまして2年間経過した時点で、シロアリ駆除会社よりもシロアリのえさが、駆除ができたかどうかの解釈につきましては、シロアリのえさがなくなるかなんかということとで診断するようでございますが、一応もうシロアリ対策は終わったと。その中で防舷材が空洞化しておりまして、その上に人が乗りますと、ふわふわして落ちるおそれ等が出てきましたもので、今回補正によって防舷材の緊急補修という形でやりますので、新たにゴムとかのそういう高品質化の防舷材の形を考えとる予算ではございません。

それともう一点、委託料につきまして水門、陸閘、街路灯、合わせると150を超える形になっております。この中に、どういう形の個別の状況を把握までも、今回高潮対策等で締めに行ったり、町職員も行ったら、一応目安としてはどういう問題点があるんかというのは掌握に努めておるんですけど、その補修に係る点検を要するに今回一度にやろうという考えでおります。それと、街路灯につきましては、正直申し上げまして今まで電気代の件数で支払っておりますが、現物がどういう状態にあるのかいうのまで掌握できてませんもので、傷みぐあい、損傷ぐあい等の点検いう形で回って、台帳化してきちんとした維持管理ができるようにしたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今の話は、私が思いよんとは全然違う答弁だと思うんです。浮き桟橋にしてもは入り口の鉄板がもうめくり上がって、年寄りももうあそこにけつまずくというふうな状況にもなっております。それから、だだっ和下へおりたところの部分なんか非常に危ないいう、急にだだっこうなるとるからね、危ない。それから、桟橋と桟橋の間の鉄板の、何いうんですか、渡しがありますよね、あれも本当に高速艇の着いたところの部分で、汚いなあいうたらいかんけれども、もうさびだらけでさびが浮き上がるとる。いつかぱっといくかもわからんなあというぐらいの感じの部分ですから、そら防舷材も大事かもわかりませんが、そういう部分の観光客ないし我々の実際の使用に際する部分での危険度、それを除去するというんか、僕は大事なことやないかなというふうに思っております。ですから、ぜひそこはやってほしいなと思うのと、町の管理の街路灯、商工会は一様に立派な水銀灯でずっとやっておりますが、今の時代のLED、さっき僕が言うたのは、そういうふうな新聞報道があった、だからそういうふうな部分を今後勉強して、この業務委託するんでしょう、ですからそこでさっき言うたように、もうちょっとあかんというようなところはそういうものにかえていって、町の負担等少しでも軽くなるようなことをやったらどうですかということをお願いしたかったんですよ。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） どうも申しわけございません。まだ頭がすっきりさえてない

せいか、質問の要旨に答えてなかったようでございます。

草壁港につきまして、主にある部分を説明しただけで、今回、今植松議員が言われました乗り入れのところの可動橋の段差がについておるところ、あの部分は下の鉄板が下がっておるために、鉄板の渡しのところが潮の干満についていけなくなっておりますもので、可動橋のローラーのこまのところと下のえぐれ込んだ部分を補修することによって、入り口付近で鉄板がめくれ上がった状態は解消できるという形になっております。ただ、美化的なものにつきましては、要するにそこまでの部分が、さびておるところの一時的な補修は今回の中には含まれておりますが、この補正の中では考えておりません。ただし、今後そういう面も検討していく必要があるということは十分認識しております。

次に、街路灯のLED化という形でございます。この街路灯のLED化、一応カタログ等は現在取り寄せて、課内でどうするかという形は見ておるんですが、今のところ現在非常に高価でございます。非常に高いものですから、耐用年数等を比べて電気代は確かに安くなるんですけど、もう少し今現在先発的にやっておるところの実態とかそういった形を考えていきたいなと思っております。LEDによって電気代、あと照度の部分も問題ないというまでは理解できとんですけど、まだ機器本体が非常に高価でございますもので、その部分のチェンジというのはどういうふうな点でやっていったらいいのかというのは、今後検討させていただきたいと思っております。

(9 番植松勝太郎君「まあ言うたら、古くなったやつをかえていったらどうやいうん」と呼ぶ)

議長 (秋長正幸君) 企画財政課参事。

企画財政課参事課長 (松本 篤君) まず、今回の補正は現況調査させていただいて、先ほど植松議員がおっしゃったようにLED化に向けて進んでいきたいとは思っております。ただ、漁港については既に何カ所かやっているとところもございますので、その辺費用対効果等建設課長が申しておりますが、極力そういう省エネルギー的な話もございまして、そういった面では対応してまいりたいと思っております。

議長 (秋長正幸君) 8 番安井議員。

8 番 (安井信之君) 18 ページの住民基本台帳システムの改修、外国人云々というふうな話がありましたが、その事業の意図というふうなのはどのようなものなのか教えてもらいたいと思っております。というのは、地方参政権云々というふうな話が国会のほうでも言われてましたんで、その辺の分も含めた形のそういうふうな対策かなというふうな懸念もありますんで、その辺もお願いしたいと思っております。

議長 (秋長正幸君) 住民福祉課長。

住民福祉課長 (森 弘章君) 来年の 24 年 7 月から今ある出国管理、それから難民認定法等々の改正がございまして。これまでの外国人に対する扱い、これをもう住基のとおり扱いまして、外国人にも住民票を作成する、そういうふうな大きな改正でございまして。内容といたしましては、先ほど申しました、一番には外国人についても住民票を作成し、2 番目には外国人に転入、転出、転居、世帯変更等の届け出を義務づけると。ですから、日本国民の住民票と同じような扱いを行いますということでございまして。

3 番目には、外国人に住民票の閲覧実態調査、職権の訂正、住基ネット、住基カードなどの規定を適用する、そういった目的でございまして、最終的には在住外国人が他市町へ住所を移した場合でも引き続きそれが利用、活用できる、住民基本台帳カードを使用でき

るというふうな法改正になるということで、このシステムの改修を行うというふうな計画でございます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 住民基本台帳云々というふうな話はわかりませんが、その分の裏にある意図的な部分がどういうふうな部分で出てきとんかなど。そういうふうな説明は受けてないですか。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 裏の話は何っておりません。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 法律改正の背景及び趣旨についてのご質問かと思えます。その辺をお答えさせていただけたらと思えます。

在留管理制度は先ほど住民福祉課長が申し上げたとおり、出入国管理法と外国人登録法の二重管理となっているというのが1点ございます。そのほかにも、在住外国人の転入、転出の増加が何回もございまして、居住等の実態が必ずしも十分に把握されていない、そういった課題がございます。それとともに、外国人住民に対する各種行政サイドの提供時の課題ということで、先ほど住民課長が申しましたような市町村長による職権修正が認められていないと、そういった面もございまして、そういった課題をもとに、外国人住民に係る台帳制度を定めたことによって、住民行政の事務処理の基礎とするというのがまず1点大きな目的でございます。

2点目は、外国人住民の市町村窓口における届け出の簡素化や、適正かつ統一的な記録の管理を図るとというのが2点目の目的でございまして、3点目は外国人住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化を図ると、大きな3つの目的のもとに今回法改正がなされたというふうにお聞きをいたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 18ページで児童虐待の話がちょっと出たんですけど、小豆島ではどんな実態なのか、それだけお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 虐待の件数でございしますが、ここ数年町内で幼・小・中、保育所等々合わせまして10件程度の増減で推移いたしております。とりたてて今年増えたとか減ったとか、そういったものではございませんが、解決するのに1年ないし2年、3年とかかる内容等もございまして、そういった累積等も含まれております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 20ページの病院費で出てきた3つの補助金ですけれども、具体的にどういうふうな中身になっているのかということと、それとその下の瀬戸内の島々の魅力発信事業委託料、これもどこへ委託してどうなるのか、金額がすごく大きいんですけども、もう少し中身を詳しくお願いします。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） まず、病院費での負担金補助及び交付金の増額補正でございますが、説明欄の1にあります医療職員研修・研究支援事業補助金、これにつきましては研修医、指導医のための研修であるとか、産業医の資格の取得のための研修に要する経費に対する補助金でございます。

2番の専門医師派遣推進事業補助金でございますが、これについては非常勤の医師として呼吸器、外科なり循環器医師等報酬の支給に対する補助金でございます。

3番目の医師処遇改善事業補助金につきましては、平成22年度から手術とか検査の件数に基づいて医師手当を支給しております。それに要する経費に対する補助金でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 瀬戸内海の島々の魅力発信事業ですけれども、先ほど参事のほうからの説明にもございましたが、放送エリアを香川県、FM香川、それと神戸、FM大阪ということで、3局で週1回のPRの番組をつくるということでございます。瀬戸内海の島々の魅力的な情報を、小豆島を中心に、今言いましたラジオとか、あとウェブとかを使って情報発信をしたいということで考えております。非常に金額が大きいんですけども、一応緊急雇用の場合人件費が50%以上ということになっておりますが、人件費がちょうど約50%、残りの50%の内訳ですが、ほとんど主なものがそれぞれFM香川、神戸、大阪の放映権料と、ラジオ番組の制作費とか取材経費、そういう内訳になっております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。議案第45号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

時間が12時、昼休みに近づいておりますが、恐れ入りますがこのまま審議を継続させていただきます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、議案第46号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第 46 号平成 23 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 41 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 557 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 4,521 万 6 千円と定めるものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 29 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございますが、10 款繰越金、1 項 1 目療養給付費交付金繰越金は、補正前の額千円、補正額 524 万 1 千円で、524 万 2 千円、2 目その他繰越金の補正前の額千円、補正額 33 万 5 千円で、33 万 6 千円、計 557 万 8 千円とするものでございます。これは、平成 22 年度に概算交付を受けました療養給付費交付金、出産一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金が超過交付となったため、返還をするものでございます。以上、歳入補正額 557 万 6 千円、合計 22 億 4,521 万 6 千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございますが、説明書の 31 ページをお願いいたします。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金でございますが、補正前の額千円、補正額 557 万 6 千円で、計 557 万 7 千円とするものでございます。これは、先ほど歳入のところで説明をいたしましたが、平成 22 年度の精算によって療養給付費交付金、出産育児一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の受け入れ超過額を平成 23 年度において返還するものでございます。以上、歳出補正額 557 万 6 千円、合計 22 億 4,521 万 6 千円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。

議案第 46 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 4、議案第 47 号平成 23 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第 47 号平成 23 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 43 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 2,203 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 2,066 万 3 千円と定めるものであります。

第 2 項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出補正予算による規定でございます。

それでは、介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 37 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございますが、8 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、補正前の額千円、補正額 2,203 万円で、計 2,203 万 1 千円とするものでございます。これは、平成 22 年度の介護保険事業を精算することにより発生しました国・県支払基金交付金の受け入れ超過額を精算するもので、平成 23 年度に繰り入れ、返還に充てるものでございます。以上、歳入補正額 2,203 万円、合計 16 億 2,066 万 3 千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございますが、説明書の 39 ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金でございますが、補正前の額千円、補正額 2,203 万円で、計 2,203 万 1 千円とするものでございます。これは、先ほど歳入のところでご説明いたしましたとおり、平成 22 年度の精算によって地域支援事業費、介護給付費、日常生活圏域二 - ズ調査検証評価事業費の受け入れ超過額を平成 23 年度において返還するものでございます。なお、返還の期限が支払基金は 9 月末、国、県は年度末となっておりますが、今回合わせて計上させていただいております。以上、歳出補正額 2,203 万円、合計 16 億 2,066 万 3 千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。議案第 47 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 5、議案第 48 号平成 23 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長(莊野 守君) 議案第 48 号平成 23 年度小豆島町病院事業会計補正予算(第 1 号) についてご説明申し上げます。

上程議案集の 45 ページをお願いします。

議案第 48 号平成 23 年度小豆島町病院事業会計補正予算(第 1 号) でございますが、第 2 条につきましては収益的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入につきましては、第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益の既決予定額 24 億 3,242 万 9 千円から補正予定額 1,800 万円を減額しまして 24 億 1,442 万 9 千円に、第 2 項医業外収益の 3 億 156 万 7 千円に補正予定額 2,850 万円を加えまして 3 億 3,006 万 7 千円に補正しようとするものでございます。

支出につきましては、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用の既決予定額 27 億 9,201 万 8 千円に補正予定額 440 万円を加えまして 27 億 9,641 万 8 千円に補正しようとするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書の最後のページ 42 ページをお願いします。

補正予算実施計画の収益的収入第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、第 3 目その他医業収益の補正予定額 1,800 万円の減額につきましては、先ほどの一般会計の補正でも説明がございましたが、過疎対策事業債に係るソフト事業の対象となりました 2 目の補助金の備考欄にあります医療職員等研修・研究等支援事業補助金、専門医師派遣推進事業補助金、医師処遇改善事業補助金に係る経費につきましては、当初は病院事業会計で借り入れることで予算編成をしておりましたが、その後一般会計で借り入れ、補助金として繰り出されることになりまして、金額も 2,850 万円に増額になったことから、下の第 2 項医業外収益、第 2 目補助金に組み替えて補正しようとするものでございます。

支出の第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、第 5 目資産減耗費の補正予定額 440 万円につきましては、アナログテレビ電波障害対策として共同アンテナ設備を設置しておりますが、地上デジタル放送の開始によりまして電波障害が発生しないことも確認ができました。そのため、設備が不要となったことによりその撤去費用を補正しようとするものでございます。以上、簡単でございますがご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長(秋長正幸君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。8 番安井議員。

8 番(安井信之君) アンテナ撤去の費用とその資産の残ったる価値というか、その分でまた使用可能ではどこかに売却するとか、そういうふうな分は考えとらんのですか。その辺ちょっとお伺いします。

議長(秋長正幸君) 病院事務長。

病院事務長(莊野 守君) ちょっと資産価値は手元に資料がございませんが、今現在の配線等についてはもう地上デジタルでは一切使えないということで、売却する等の予定はございません。なお、経費につきましては、当初平成 6 年度に設置したんですが、その業者からの見積もりを予算計上しておりまして、今後見積もり徴取なりで実施したいということで、質問にありました、多分電線等の売却の件かと思いますが、今現在は考えてはおりません。以上です。

議長(秋長正幸君) 8 番安井議員。

8 番(安井信之君) 不要で撤去するんですが、その部分にいろいろ資産的な価値があるんやったら、その分は売却を考えるのは当たり前なことだと思いますが、撤去してから考えるというふうな考えとったらええんかな。その辺ちょっとお伺いしたいと思いま

す。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 先ほど申したように、設置して平成6年の設置ですから、もう耐用年数はとくに過ぎておるといふふうに考えております。ですが、資産価値がもしあるようであれば、再度また検討したいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成23年9月22日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月21日付託された議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成23年9月22日。
2. 審査の経過。理事者及び紹介議員から説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第40号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第41号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第 42 号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第 43 号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)請願第 1 号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書。

原案どおり採択すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

議案第 40 号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてから議案第 43 号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてまでは関連する案件でありますので、一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号から議案第 43 号までは一括議題といたします。

議案第 40 号から議案第 43 号までについて委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 40 号から議案第 43 号までに対する委員長の報告は可決です。議案第 40 号から議案第 43 号までは委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号から議案第 43 号までは原案どおり可決されました。

次、請願第 1 号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

総務建設常任委員会から発議第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出についてが提出されました。今から配付いたしますので、そのまま待機願います。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。発議第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出について

議長（秋長正幸君） 追加日程第1、発議第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出についてを議題とします。総務建設常任委員会委員長から提案理由の説明を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 発議第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出について説明いたします。

請願第1号が採択されたことに伴い、同請願の趣旨に沿ってあらかじめ総務建設常任委員会において協議、作成した意見書を会議規則第13条第3項の規定により議会に提案するものであります。

内容は、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の恒久化、農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の恒久化、地球温暖化対策税における漁業者の負担増、特に燃油課税による負担増の回避を求めるものであり、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長及び参議院議長あて提出しようとするものであります。以上、簡単ですが発議第1号の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これから採決します。
発議第 1 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議員派遣の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 7、議員派遣の申し出についてを議題とします。  
定例会閉会中に議員の派遣の申し出が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第 119 条の規定により議会の議決を経ることになっています。  
お諮りします。  
お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 8 及び日程第 9、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第 8 及び日程第 9 を一括議題とします。
各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。
以上で今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。
これをもちまして平成 23 年第 3 回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後0時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員